

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）新旧対照表

（平成十八年十月一日施行）

（附則第九十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等）</p> <p>第二十八条 店舗型性風俗特殊営業は、一団地の官公庁施設（官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第八十一号）第二条第四項に規定するものをいう。）、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定するものをいう。）、図書館（図書館法（昭和二十五年法律第十八号）第二条第一項に規定するものをいう。）若しくは児童福祉施設（児童福祉法第七<u>条</u>第一項に規定するものをいう。）又はその他の施設でその周辺における善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する必要があるものとして都道府県の条例で定めるものの敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲二百メートルの区域内においては、これを営んではならない。</p>	<p>（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等）</p> <p>第二十八条 店舗型性風俗特殊営業は、一団地の官公庁施設（官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第八十一号）第二条第四項に規定するものをいう。）、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定するものをいう。）、図書館（図書館法（昭和二十五年法律第十八号）第二条第一項に規定するものをいう。）若しくは児童福祉施設（児童福祉法第七<u>条</u>に規定するものをいう。）又はその他の施設でその周辺における善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する必要があるものとして都道府県の条例で定めるものの敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲二百メートルの区域内においては、これを営んではならない。</p>

2
~
11

(略)

2
~
11

(略)

○旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）
 （附則第九十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次の各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七條第一項に規定する児童福祉施設（以下単に「児童福祉施設」という。）</p> <p>三（略）</p> <p>4～6（略）</p>	<p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次の各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七條に規定する児童福祉施設（以下単に「児童福祉施設」という。）</p> <p>三（略）</p> <p>4～6（略）</p>

○地価税法（平成三年法律第六十九号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）
 （附則第九十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第六条関係） 一～五（略） 六 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条 第一項（定義）に規定する社会福祉事業の施設（児童 福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一 項（児童福祉施設）に規定する児童福祉施設を含む。 ）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第 二十九条第一項（有料老人ホーム）に規定する有料老 人ホーム又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六 号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業の 施設の用に供されている土地等 七～二十四（略）</p>	<p>別表第一（第六条関係） 一～五（略） 六 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条 第一項（定義）に規定する社会福祉事業の施設（児童 福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条（児 童福祉施設）に規定する児童福祉施設を含む。）、老 人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十九 条第一項（有料老人ホーム）に規定する有料老人ホ ム又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第 二条第一項（定義）に規定する更生保護事業の施設の 用に供されている土地等 七～二十四（略）</p>

○社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）新旧対照表（平成十七年十月一日施行）
 （附則第九十七条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十五条（略）</p> <p>2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十三条第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の九の四第三項（母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七十七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十八条第五項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第四十条第五項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）第八十四条第三項又は障害者自立支援法（平</p>	<p>第十五条（略）</p> <p>2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十三条第三項、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の五第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の三第三項（同法第二十一条の九第九項及び母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第二十条第六項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七十七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十八条第五項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第四十条第五項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った</p>

成十七年法律第 号)第七十三条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第二十一条の九の第四項(母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。)、結核予防法第三十八条第六項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項又は障害者自立支援法第七十三条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十二條第三項の規定により、療養を担当す

者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第一百十号)第八十四条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項、身体障害者福祉法第十九条の五第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第二十一条の三第四項(同法第二十一条の九第九項及び母子保健法第二十条第六項において準用する場合を含む。)、結核予防法第三十八条第六項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律

る者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九條の七、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八條の十五又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十九條第三項（同法第三十一條の二第十項並びに第三十一條の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十六條の五の二第十項の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬若しくは老人訪問看護療養費の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

3
3
5
(略)

第二百六十六号）第二十二條第三項の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九條の七若しくは第三十二條の二第三項、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八條の十五又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十九條第三項（同法第三十一條の二第十項並びに第三十一條の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十六條の五の二第十項の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬若しくは老人訪問看護療養費の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

3
3
5
(略)

○社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）
 （附則第九十八条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十五条（略）</p> <p>2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十三条第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の第三項（同法第二十四条の二十一及び母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十八条第五項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第四十条第五項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第十号）第八十四条第三項又</p>	<p>第十五条（略）</p> <p>2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十三条第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の九の四第三項（母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十八条第五項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第四十条第五項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第十号）第八十四条第三項又は障害者自立支援法（平</p>

は障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第七

十三条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第二十一条の三第四項（同法第二十四条の二十一及び母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。）、結核予防法第三十八条第六項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項又は障害者自立支援法第七十三条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号

成十七年法律第

号）第七十三条第三項の規定によ

り医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第二十一条の九の四第四項（母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。）、結核予防法第三十八条第六項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項又は障害者自立支援法第七十三条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十一条第三項の規定により、療養を担当す

）第二十二條第三項の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九條の七、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八條の十五又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十九條第三項（同法第三十一條の二第十項並びに第三十一條の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十六條の五の二第十項の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬若しくは老人訪問看護療養費の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

3
3
5
（略）

る者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九條の七、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八條の十五又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十九條第三項（同法第三十一條の二第十項並びに第三十一條の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十六條の五の二第十項の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬若しくは老人訪問看護療養費の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

3
3
5
（略）

○少年法（昭和二十三年法律第六十八号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）
 （附則第九十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（公訴の提起）</p> <p>第三十七条 次に掲げる成人の事件については、公訴は、家庭裁判所にこれを提起しなければならない。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 児童福祉法第六十条及び第六十二条第六号の罪</p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（公訴の提起）</p> <p>第三十七条 次に掲げる成人の事件については、公訴は、家庭裁判所にこれを提起しなければならない。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 児童福祉法第六十条及び第六十二条第五号の罪</p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○医療法（昭和二十三年法律第二百五号）新旧対照表（平成二十四年三月三十一日までの日で政令で定める日施行）
 （附則第百条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（業務）</p> <p>第四十二条 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄付行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第二号から第六号までに掲げる業務のうち厚生労働大臣が定めるものの実施</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（業務）</p> <p>第四十二条 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄付行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第二号から第六号までに掲げる業務のうち厚生労働大臣が定めるもの又は同項第七号に掲げる事業の実施</p> <p>2・3 （略）</p>

○一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）
 （附則第一百一条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

現

行

改

正

案

別表第九 福祉職俸給表（第六条関係）

職員の 区分	職務 の級 号	俸給月額					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
再任用職員以外の職員	1	147,200	190,000	236,900	257,700	296,800	330,300
	2	151,900	197,200	245,700	266,600	306,800	342,300
	3	157,400	204,400	254,700	275,600	316,900	354,200
	4	163,100	211,700	263,200	284,800	327,200	366,000
	5	169,200	219,400	271,600	294,300	337,600	377,600
	6	175,900	227,400	280,000	304,100	348,000	389,000
	7	182,700	235,800	288,400	313,800	357,800	400,500
	8	189,500	244,500	296,500	323,700	367,300	412,100
	9	195,900	253,500	305,200	333,600	376,700	423,500
	10	201,300	261,800	313,300	343,300	386,000	434,300
11	206,700	270,100	321,300	352,700	395,300	444,000	
12	211,700	278,300	328,600	361,900	404,600	453,400	
13	217,100	286,300	335,900	370,900	413,200	461,100	
14	222,500	294,100	343,100	379,600	421,100	467,500	
15	227,900	301,700	348,600	388,000	426,900	474,000	
16	233,100	308,900	353,300	395,000	432,500	478,500	
17	238,400	315,800	357,300	400,500	436,300	482,800	
18	243,000	322,500	360,600	405,200	440,000	486,900	
19	247,300	328,400	363,400	409,400	443,900	490,900	
20	251,600	334,000	366,300	412,900	447,500	494,900	
21	255,600	337,600	368,800	416,600	451,100	498,900	
22	259,500	340,900	371,300	420,100	454,900	502,900	
23	263,900	344,000	373,800	423,600	458,900	506,900	
24	266,200	346,300	376,400	427,100	463,000	510,900	
25	269,000	348,500	379,000	429,900	467,200	514,900	
26	271,600	350,800	381,600	432,900	471,500	518,900	
27	273,700	353,000	384,000	436,000	475,900	522,900	
28	275,700	355,200	386,200	439,200	480,400	526,900	
29	277,700	357,600	388,600	442,600	485,000	530,900	
30	279,600	359,800	391,000	446,100	489,700	534,900	
31	281,500	362,100	393,500	449,700	494,500	538,900	
32	283,400	364,300	396,000	453,400	499,400	542,900	
33	285,200	367,100	398,600	457,200	504,400	546,900	
34	287,100	370,000	401,400	461,100	509,500	550,900	
35	288,900	373,000	404,400	465,100	514,700	554,900	
36	290,800	376,100	407,600	469,200	519,900	558,900	
37	292,600	379,300	410,900	473,400	525,200	562,900	
38	294,400	382,600	414,300	477,700	530,600	566,900	
39	296,100	386,000	417,800	482,100	536,100	570,900	
再任用職員		201,400	251,700	269,000	308,300	331,300	365,800

備考 この表は、身体障害者更生支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 福祉職俸給表（第六条関係）

職員の 区分	職務 の級 号	俸給月額					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
再任用職員以外の職員	1	147,200	190,000	236,900	257,700	296,800	330,300
	2	151,900	197,200	245,700	266,600	306,800	342,300
	3	157,400	204,400	254,700	275,600	316,900	354,200
	4	163,100	211,700	263,200	284,800	327,200	366,000
	5	169,200	219,400	271,600	294,300	337,600	377,600
	6	175,900	227,400	280,000	304,100	348,000	389,000
	7	182,700	235,800	288,400	313,800	357,800	400,500
	8	189,500	244,500	296,500	323,700	367,300	412,100
	9	195,900	253,500	305,200	333,600	376,700	423,500
	10	201,300	261,800	313,300	343,300	386,000	434,300
11	206,700	270,100	321,300	352,700	395,300	444,000	
12	211,700	278,300	328,600	361,900	404,600	453,400	
13	217,100	286,300	335,900	370,900	413,200	461,100	
14	222,500	294,100	343,100	379,600	421,100	467,500	
15	227,900	301,700	348,600	388,000	426,900	474,000	
16	233,100	308,900	353,300	395,000	432,500	478,500	
17	238,400	315,800	357,300	400,500	436,300	482,800	
18	243,000	322,500	360,600	405,200	440,000	486,900	
19	247,300	328,400	363,400	409,400	443,900	490,900	
20	251,600	334,000	366,300	412,900	447,500	494,900	
21	255,600	337,600	368,800	416,600	451,100	498,900	
22	259,500	340,900	371,300	420,100	454,900	502,900	
23	263,900	344,000	373,800	423,600	458,900	506,900	
24	266,200	346,300	376,400	427,100	463,000	510,900	
25	269,000	348,500	379,000	429,900	467,200	514,900	
26	271,600	350,800	381,600	432,900	471,500	518,900	
27	273,700	353,000	384,000	436,000	475,900	522,900	
28	275,700	355,200	386,200	439,200	480,400	526,900	
29	277,700	357,600	388,600	442,600	485,000	530,900	
30	279,600	359,800	391,000	446,100	489,700	534,900	
31	281,500	362,100	393,500	449,700	494,500	538,900	
32	283,400	364,300	396,000	453,400	499,400	542,900	
33	285,200	367,100	398,600	457,200	504,400	546,900	
34	287,100	370,000	401,400	461,100	509,500	550,900	
35	288,900	373,000	404,400	465,100	514,700	554,900	
36	290,800	376,100	407,600	469,200	519,900	558,900	
37	292,600	379,300	410,900	473,400	525,200	562,900	
38	294,400	382,600	414,300	477,700	530,600	566,900	
39	296,100	386,000	417,800	482,100	536,100	570,900	
再任用職員		201,400	251,700	269,000	308,300	331,300	365,800

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

○国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）
 （附則第二百二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（無償貸付） 第二条（略） 2（略） 一（略） 二 地方公共団体において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第七条</u>第一項に規定する児童福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げるいずれかの用に主として供する施設の用に供するとき。 イ〜ハ（略） 二 児童福祉法の規定による障害児施設給付費の支給に係る者に対する障害児施設支援の用 三 地方公共団体において、障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）<u>第五条</u>第十二項に規定する障害者支援施設のうち政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一</p>	<p>（無償貸付） 第二条（略） 2（略） 一（略） 二 地方公共団体において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第七条</u>に規定する児童福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げるいずれかの用に主として供する施設の用に供するとき。 イ〜ハ（略） 三 地方公共団体において、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）<u>第五条</u>第一項に規定する身体障害者更生援護施設のうち政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げ</p>

若しくは二以上の用に主として供する施設の用に供するとき（ハに掲げる用に供する場合には、ハに掲げる用に併せてイ又はロに掲げる用に供するときに限る。）。

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ロ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ハ 障害者自立支援法の規定による介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給に係る者に対する障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援に限る。）の用

る用のうち一若しくは二の用に主として供する施設の用に供するとき。

イ 身体障害者福祉法の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ロ 身体障害者福祉法の規定による施設訓練等支援費の支給に係る者に対する身体障害者施設支援の用

四 地方公共団体において、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者援護施設のうち政令で定めるものの用に供するとき、

3

(略)

四〇六

(略)

3

(略)

五〇七

(略)

又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二の用に主として供する施設の用に供するとき

イ 知的障害者福祉法の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ロ 知的障害者福祉法の規定による施設訓練等支援費の支給に係る者に対する知的障害者更生施設支援又は知的障害者授産施設支援の用